

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けの停止	
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令	
条 項		第 12 条、第 31 条の 7、第 38 条	
所 管 部 課		子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課（電話：048-829-1270）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (当該不利益処分の性質上、法令等の定め以上に具体的な基準として定めることが技術的に困難であるため)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			